

「消耗品発注・電子請求システム」 操 作 説 明 会

島根県出納局会計課

財務会計システム開発スタッフ

☎ 0852-22-6881・6176

✉ zaimu-system@pref.shimane.lg.jp

消耗品発注・電子請求システム の概要 ①

● システムの概要

- 10万円未満の「**消耗品購入**」に限り受発注手続きを、電子データのやり取りで行う
(手続き：見積依頼、見積発行、発注・受注、納品書発行、検査、請求書発行)
- 県と事業者が、ともにクラウドの電子取引サービスを利用
(インフォマート社「BtoBプラットフォーム」)



● メリット

- 事業者における請求書等の郵送・持参等に係るコスト削減
- 事業者及び県担当者の両方で発注案件の進捗状況が把握でき、支払遅延を防止
- 手続きを電子化するため、見積・納品・請求の誤記の余地がなく審査業務の削減に期待

消耗品発注・電子請求システム の概要 ②

●利用にかかる事業者負担

- 島根県との取引にかかるシステム利用料は無料
(財務会計システムの一部として運用します)

●利用する所属の範囲

- 島根県の知事部局（本庁・地方機関）
- 教育委員会（教育庁、県立学校等）
- 警察（本部、警察署等）

※病院局、企業局等の「企業会計」は利用しません

●運用開始までのスケジュール（稼働開始は 令和8年2月）

令和7年度（2025年度）								令和8年度	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	職員 説明会		事業者 説明会	事業者 招待	設定	消耗品発注・電子請求システム 利用開始			

消耗品発注・電子請求システム の概要 ③

●お問い合わせの多かった事項

- システム利用は「必須」ですか？

⇒ システム利用は『任意』です。

今までどおり「紙面による取引」も可能ですが、事業者におかれても「郵券料の削減や人手間の削減」の効果が期待されますので、積極的な利用の検討をお願いするところです。

- 消耗品とは何ですか？

⇒ 1品の評価価格が「10万円未満」の物品で、その性質が使用するに従い消費されまたは既存しやすいもの、比較的長期（2年以上）の使用若しくは保存に絶えないもの」と定義されています。

例えば「事務用品」や「図書・新聞」などがあり、「食料品」や「燃料」などは含まれません。

- 市町村との取引も対象ですか？

⇒ 今回のシステム導入は「県の本庁及び出先機関」における取組ですので、市町村は除きます。

- この後、どのような手続きをするのですか？

⇒ 今回の説明会開催後、説明会お申し込み時に入力いただいた「メールアドレス」に本件システムの利用意向確認フォーム先（島根県電子申請サービス）を明記したメールをお送りしますので、手続きをお願いします。

（確認により「利用したい」または「利用を検討したい」と回答された事業者様には、本システムより利用手続きのご案内をいたします。）